

第7章 多摩地区の水道

1 都営水道26市町の水道事業の現況

(1) 都営一元化と事務委託解消

多摩地区の25市町の水道事業は、「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」（昭和46年12月策定）に基づき都営一元化され、直接住民に関係する水道業務は各市町に事務委託されてきた。

しかし、この制度では広域水道としてのメリットが十分に発揮されないため、平成15年6月「多摩地区水道経営改善基本計画」を策定し、順次事務委託の解消と業務の都への移行を進めてきた。

その結果、平成23年度末には、25市町への事務委託を完全に解消し、多摩地区水道は名実ともに都営水道として新たな歩みを始めた。

なお、奥多摩町の水道事業については、事務委託を行わず、平成22年4月1日に都営一元化した。

表2-17 都営水道26市町及び多摩ニュータウンの事業現況

(令和6年3月末現在)

事務委託 解消年度	都営一元化 年 月 日	市 町 名	給水区域 面 積 (km ²)	給水区域 内 人 口 (人)	給水人口 (人)	給 水 普及率 (%)	給水件数 (件)
平成 16年度	昭和 48.11.1	武 蔵 村 山 市	14.33	69,702	69,702	100	33,898
17年度	49.6.1	多 摩 市	20.55	146,096	146,096	100	79,508
		瑞 穂 町	14.75	31,267	31,267	100	16,631
18年度	48.11.1	小 平 市	20.51	200,007	200,007	100	101,251
		東 大 和 市	13.42	83,591	83,591	100	42,131
	50.9.1	府 中 市	29.43	262,407	262,407	100	138,475
		東 久 留 米 市	12.88	114,755	114,755	100	56,823
19年度	48.11.1	狛 江 市	6.39	83,352	83,352	100	45,885
	49.6.1	小 金 井 市	11.30	127,324	127,324	100	69,494
		日 野 市	27.55	191,060	191,060	100	99,254
		東 村 山 市	17.14	151,831	151,831	100	76,485
	50.2.1	清 瀬 市	10.23	76,148	76,148	100	38,291
	(注3)	あ き る 野 市	35.31	78,448	78,448	100	37,806
	(注4)	西 東 京 市	15.75	207,218	207,218	100	106,706
	51.2.1	日 の 出 町	13.50	16,611	16,611	100	7,596
20年度	50.2.1	町 田 市	71.55	432,437	432,419	100	214,365
		国 分 寺 市	11.46	131,817	131,817	100	71,283
		福 生 市	6.84	55,822	55,822	100	32,631
	51.2.1	八 王 子 市	125.57	576,996	576,959	100	301,036
	57.4.1	立 川 市	24.18	184,879	184,879	100	104,590
21年度	50.2.1	国 立 市	8.15	76,443	76,443	100	43,687
	52.4.1	青 梅 市	35.35	130,414	130,413	100	66,401
	平成 12.4.1	調 布 市	21.58	244,225	244,225	100	132,799
23年度	昭和 49.6.1	稲 城 市	16.45	94,923	94,923	100	44,913
	平成 14.4.1	三 鷹 市	16.42	195,638	195,638	100	104,808
(注1)	平成 22.4.1	奥 多 摩 町	11.11	4,278	4,278	100	2,958
(注2)		多 摩 ニ ュ ー タ ウ ン	(27.51)	(191,511)	(191,511)	(100)	(133,847)
26 市 町 合 計			611.70	3,967,689	3,967,633	100	2,069,705

(注1)奥多摩町については、平成22年4月に都営水道に統合したが、事務委託は行っていない。

(注2)多摩ニュータウンは、八王子市、多摩市、稲城市及び町田市に含まれており、()内に内書き表示。

(注3)平成7年9月1日付で秋川市と五日市町が合併し、あきる野市となった。秋川市は昭和50年9月1日、五日市町は昭和51年2月1日に都営一元化。

(注4)平成13年1月21日付で田無市と保谷市が合併し、西東京市となった。保谷市は昭和49年6月1日、田無市は昭和50年2月1日に都営一元化。

(2) 都移行業務の執行体制

事務委託解消により市町から都に移行された業務については、多摩お客さまセンター及びサービスステーションを開設するなどして、都としての執行体制を整えるとともに、政策連携団体を活用することで、公共性を確保しつつ、効率的な事業運営を目指している。